



環境影響評価書

若洲海浜公園ゴルフ場建設事業

昭和63年6月

東京都

1. 総 括

1. 事業者の氏名及び住所

氏 名 東京都代表者 東京都知事 鈴木 俊一
住 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

2. 対象事業の名称

若洲海浜公園ゴルフ場建設事業

(事業の種類：都市計画法第四条第十一项に規定する第二種特定
工作物の設置)

3. 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都江東区若洲及び15号埋立地における若洲海浜公園計画の一環として、東京都が都営パブリックの18ホールのゴルフ場を建設するものである。対象事業の区域（以下、計画地区と呼ぶ）の面積は約55.0haであり、計画の概要は表I-3-1に示すとおりである。

表I-3-1 計画の概要

項 目	概 要	
位 置	東京都江東区若洲及び15号埋立地	
事業施工期間	工事期間は昭和63年度から昭和65年度まで	
計画地区面積	55.0ha	
土地利用区分	ゴルフコース	36.2ha (18ホール、6,225m、パー72)
	建築施設	0.5ha (クラブハウス、管理用倉庫、コース内売店等)
	駐 車 場	0.7ha (304台)
	管理用道路及び園路	2.6ha
	樹 林 他	15.0ha

4. 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の内容及び地域の概況を考慮して選定した予測・評価項目について現況を調査し、予測・評価を行った。その結論は表1-4-1に示すとおりである。

表1-4-1 評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 大気汚染	<p>建設時の工事用車両走行による排ガスについては、一般交通量による年平均値に対して、本事業の工事用車両による付加率が、道路端で一酸化炭素0.5%、二酸化窒素が2.1%となるので、影響は小さいと考えられる。</p> <p>建設時の工事用車両走行による粉じんの発生については、洗車等の各種発生予防措置を講じるので、計画地区周辺への影響は小さいと考えられる。</p>
2. 騒音	<p>建設時の工事用車両走行による道路交通騒音については、一般交通量に対する、本事業の工事用車両による付加は最大で2.1dB(A)程度である。</p> <p>道路の周辺には住宅等は少なく、また、工事用車両の走行は期間も限られるので、影響は小さいと考えられる。</p>
3. 振動	<p>建設時の工事用車両走行による道路交通振動については、人体に感じられない程度であるので、影響はないと考えられる。</p>
4. 景観	<p>地形の改変等により、周辺からの眺望の状況は変化するが、新たに植栽・緑化を行う計画であり、現状の計画地区周辺の景観向上がはかれるので、影響はないと考えられる。</p>

5. 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は、表 I-5-1 のとおりである。

表 I-5-1 評価書案の修正の概要

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
V 現況調査・予測・評価 4. 景観 4-1 現況調査 4-2 予測	予測地点の追加	知事の審査意見により、代表的な眺望地点を第三航路上にも設定し、現況調査、予測を行なった。